⑵　応募者共通の参加資格要件　応募企業及び構成員並びに協力企業は、次の①から⑧までの要件を満たさなければならない。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　ＰＦＩ法第９条の規定に該当しない者であること。

③　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（中部地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　第一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に中部地方整備局から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年８月５日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑥　中部地方整備局が委託した本事業に係るアドバイザー業務に携わったパシフィックコンサルタンツ株式会社及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑦　中部地方整備局が設置した国道22号一宮浅野電線共同溝ＰＦＩ事業有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑧　上記⑥及び⑦において、「資本関係又は人的関係においての関連のある者」の詳細は入札説明書による。

⑶　設計企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、調査・設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次の①から④までの要件を満たさなければならない。ただし、調整マネジメント業務（設計段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次の②又は事業監理業務の実績を有する者若しくは２⑷に掲げる工事企業の参加資格要件②を満足する者であれば良いものとする。事業監理業務の詳細は入札説明書による。

①　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和元・２年度一般競争（指名競争）参加資格のうち土木関係建設コンサルタント業務の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

②　次のいずれかの実績（設計共同体としての実績は、分担業務としての実績について１件以上）を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成21年４月１日以降公告日までに完了し、引渡済みの業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とする。

ア　電線共同溝の実施（詳細）設計業務

イ　電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務

③　次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

ア　次に掲げるいずれかの資格を有すること。

ａ　技術士（総合技術監理部門―建設、又は、建設部門）

ｂ　国土交通省登録技術者資格（施設分野：道路―業務：計画・調査・設計）

ｃ　土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く）

イ　次のいずれかの実績を有すること。

ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成21年４月１日以降公告日までに完了し、引渡済みの業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とする。

ａ　電線共同溝の実施（詳細）設計業務

ｂ　電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務

④　上記②、③の実績として挙げた業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した業務に係る実績である場合にあっては、評定点が60点未満のものは、実績として認めない。

⑷　工事企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。

ただし、調整マネジメント業務（工事段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次の②の要件又は２⑶に掲げる設計企業の参加資格要件②を満たせば良いものとする。既存ストックを活用する工事を行う者は、次の④の要件を満たさなければならない。

ただし、既存ストックを活用しない提案を行う場合はこの限りではない。

①　中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和元・２年度一般競争（指名競争）参加資格のうちアスファルト舗装工事の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

②　平成16年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了し、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有すること。

なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。

ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

ア　同種工事として、供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で交通規制を実施し、かつ電線共同溝または情報ボックス若しくは電線類の地中化工事を施工した実績を有すること。なお、当該実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点が65点未満のものは、実績として認めない。

③　次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該事業の整備工事業務に専任で配置できること。ただし、契約締結の日の翌日から整備工事業務の着手までの間は配置予定技術者の配置を要しない。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に揚げる基準を満たしていること。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

ａ　１級建設機械施工技士の資格を有する者

ｂ　技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業―農業土木」又は「森林―森林土木」とするものに限る。））の資格を有する者

ｃ　これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

ｄ　１級土木施工管理技士又は１級建設機械施工技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から６か月以内に限る。）

イ　同一の者が上記②に掲げる工事（平成16年４月１日以降の実績でなくても良い）の経験を有する者であること（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

なお、当該経験が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（開発建設部関係事務所を含む）の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が65点未満の